

平成27年度第20回人事委員会会議の結果

1 開催日時

平成28年2月18日(木) 午前10時00分～午前11時20分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 馬橋 隆紀
委員 松沢 幸一
委員 小島 貴子
【事務局】 事務局長ほか7名

4 議事

会議冒頭で、議案第1号及び第3号から第5号まで、協議第1号及び第2号並びに報告第1号については、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

議案第1号「平成28年度埼玉県職員採用試験の実施について」

次に掲げる試験の受験資格、試験日程及び試験種目について決定した。

【決定内容】

- 1 6月26日(日)に第1次試験を行うもの
 - (1) 埼玉県職員採用上級試験
 - (2) 埼玉縣市町村立小・中学校事務職員採用上級試験
 - (3) 埼玉県警察事務職員採用上級試験
 - (4) 埼玉県免許資格職職員採用試験(栄養士、司書を除く)
- 2 9月25日(日)に第1次試験を行うもの
 - (1) 埼玉県職員採用初級試験
 - (2) 埼玉縣市町村立小・中学校事務職員採用初級試験
 - (3) 埼玉県警察事務職員採用初級試験
 - (4) 埼玉県免許資格職職員採用試験(栄養士、司書)
 - (5) 埼玉県経験者職員採用試験

議案第2号「職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認について」

知事等各任命権者から、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づき承認の依頼があった次の事項等について、承認することを決定した。

【決定内容】

職務に専念する義務を新たに免除する事項

- (1) 人事評価に関する苦情処理実施要領に基づき、相談者が苦情相談員に苦情等の相談を行うこと
- (2) 技能職員の勤勉手当の成績区分に関する苦情処理実施要領に基づき、相談者が苦情相談員に苦情等の相談を行う場合等(知事、県議会議長、教育委員会教育長)
- (3) 苦情処理共同調整会議に対する苦情を申し立てる場合等(下水道事業管理者)

議案第3号「昇任候補者の選考について」

知事から申請のあった昇任候補者の選考について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

- 1 昇任候補者数 課長級（行7級） 4人
- 2 昇任予定年月日 平成28年3月31日

議案第4号「採用候補者の選考について」

警察本部長から申請のあった採用候補者の選考について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

- 1 採用候補者数 10人
- 2 採用予定年月日 平成28年3月25日

議案第5号「昇任候補者の選考について」

警察本部長から申請のあった昇任候補者の選考について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

昇任候補者数	昇任予定年月日
公安職 9級警視級 11人	平成28年3月25日
公安職 8級警視級 5人	平成28年3月18日
公安職 8級警視級 22人	平成28年3月25日
行政職 8級理事官級 3人	平成28年3月25日
行政職 7級主席調査官級 4人	平成28年3月25日
研究職 4級主席専門官級 1人	平成28年3月25日
計 46人	

議案第6号「職務区分表の改正の承認について」

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条の規定に基づき、警察本部長から申請のあった職務区分表の改正を承認することについて決定した。

【決定内容】

- 1 改正内容
警察署長の職務区分の変更
加須（9級 8級）
- 2 施行期日（予定）
平成28年3月25日

議案第7号「管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について」

管理職手当に関する規則の一部を改正することについて決定した。

【決定内容】

- 1 改正内容
管理職手当の区分変更

対象警察署長	内容
加須	二種 三種

- 2 施行期日（予定）
公布日 平成28年3月22日
施行日 平成28年3月25日

協議第1号「埼玉県議会からの意見照会について」

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、県議会から次の条例案について、本委員会の意見を求められる見込みであることから、回答案等について協議した。

1 当初提案予定

- ・ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 職員の退職管理に関する条例
- ・ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

2 追加提案予定

- ・ 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ・ 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

協議第2号「職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について」

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の任用に関する規則を改正するため、改正案等について協議した。

報告第1号「裁決取消請求控訴事件について」

東京高等裁判所から第1回口頭弁論の期日が指定され、及び控訴理由書が送付されたので報告した。